

子どもの医療費に係る福祉医療費助成の全国一律の保障制度の創設について

中国部会提出

福祉医療費助成制度は、社会的、経済的に弱い立場にある障害者やひとり親家庭、殊に、子育て家庭にとっては安心して子どもを生み育てることができるための経済的支援となり、少子化対策に貢献する重要な子育て支援施策であると考えます。

山口県における福祉医療費助成制度として、未就学児を対象とした「乳幼児医療費助成事業」を所得制限及び3歳以上の自己負担を設けて実施しているが、県内各市町では、厳しい財政状況の中、所得制限の撤廃や自己負担の無料化、対象年齢の拡大など、独自に制度拡充に取り組んでいる。

こうした中、令和2年度には、県内全市町が乳幼児医療費助成制度を拡充し、所得に関係なく全ての乳幼児の医療費を全額助成しているところである。

また、近年は、乳幼児に限らず、小学生又は中学生までに医療費助成の対象年齢を拡大する都道府県や市町村も増加しており、こうした、自治体独自の医療費助成制度の拡充は、自治体間競争の激化や地域間格差の拡大につながり、基礎自治体の大きな財政負担となっている現状がある。

本来、子どもに係る医療費助成制度は居住地による格差が生じるべきものではなく、また少子化対策の観点から、国においては、公平に医療給付を受けられるよう、所得制限や自己負担のない、全国一律の保障制度の創設をするよう強く要望する。